令和三年三月二十三日（号外第六十四号）厚生労働省告示第八十七号（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件）

（原稿誤り）

三〇ページ表中改正後欄中終りから一八行目から一七行目「重症心身障害者が２人以上利用し」は「当該加算の算定に必要となる生活支援員又は看護職員の員数以上の員数を配置し」の誤り。

同ページ表中改正後欄中終りから一六行目「、指定生活介護等を行った場合に」は「、２人以上の重症心身障害者に対して指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ」の誤り。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 七九 | 表中改正後欄中一四 | 該当する | 該当するものとして都道府県知事に届け出た |
| 一二三 | 〃二〇 | のうち | のうち、 |
| 一二五 | 〃一六～一七 | 「、第７の５の注６並びに第８の２の３の注８」を削る。 | |

一二五ページ表中改正後欄中終りから一二行目の次に次を加える。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 五の八 | 介護給付費等単位数表第７の５の注６及び第８の２の３の注８の厚生労働大臣が定める者 | | |

スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態であり、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、十六点以上である者

| | | | |
|---|---|---|---|
| 一七九 | 表中改正後欄中終りから一三 | 法律86号 | 法律第86号 |
| 〃 | 表中改正前欄中〃一三 | | |
| 一八五 | 表中改正後欄中一〇 | 定める | 掲げる |
| 〃 | 〃一三 | | |
| 二一三 | 〃五 | 適合すること | 適合すること。 |
| 二三一 | 二 | 「同号の規定中同表の中欄に掲げる」を削る。 | |

二三一ページ第六条及び第七条の表中上欄「(1)」は「イ」、「(2)」は「ロ」のそれぞれの誤り。